



目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施及び告示の廃止 (統計分析課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更の届出 ( " )	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づく育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 ( " )	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 ( " )	2
○特定計量器の定期検査の実施 (工業振興課)	2
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	3
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
○道路の供用開始 ( " )	3
◎告示 (港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定) の一部改正 (港湾・海岸課)	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
○換地処分公告 ( " )	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (12・3 掲示)	5
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす	

る場合の選挙権を有する者の必要な数 ( " )	5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ( " )	6
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	6
高知海区漁業調整委員会指示	
○船舶を使用するのいささき釣りに関する指示	8

告 示

高知県告示第1046号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示し、令和2年12月高知県告示第964号(県統計調査の実施及び告示の廃止)は、廃止する。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称  
高知県脳卒中患者実態調査
- 調査の目的  
県内の脳卒中発症に係る課題を把握し、脳卒中医療の提供体制を構築する上での基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
県内全域
  - 単位  
医療機関
  - 属性  
脳卒中急性期の患者を受け入れている医療機関
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - 報告を求める事項
    - ア 医療機関名
    - イ 脳卒中連携パス利用の有無
    - ウ 患者属性
    - エ 入院日
    - オ 発症時間、来院時間及び発症から来院までの時間
    - カ 脳卒中の発症区分
    - キ t-P A使用禁忌の有無
    - ク t-P A使用の有無
    - ケ t-P A療法の開始時間
    - コ 基礎疾患の状況
    - サ 合併症の有無
    - シ 発症後7日目、14日目、30日目及び90日目のMAS
    - ス 発症後90日目のmR S

- セ 喫煙状況
  - ソ 飲酒状況
  - タ 搬送及び入院の区分
  - チ 退院日
  - ツ 転帰の状況
  - (2) その基準となる期日  
毎月末日現在
  - 5 報告を求める者
    - (1) 数  
約30医療機関
    - (2) 選定方法  
高知県保健医療計画における脳卒中センター及び脳卒中支援病院一覧から選定する。
  - 6 報告を求めるために用いる方法
    - (1) 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。
    - (2) 調査方法  
郵送による調査
  - 7 報告を求める期間
    - (1) 調査の周期  
毎月
    - (2) 調査の実施期間  
毎月翌月1日から10日(同日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後の直近の休日等以外の日)まで
- 高知県告示第1047号
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。
- 令和3年12月17日
- 高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
元氣堂調剤薬局ほうえ	安芸市宝永町8-20	育成医療及び		令和3年

い店		更生医療	/	12月1日
よどや薬局 安芸駅前店	安芸市矢ノ丸三丁目 4-34	〃	/	〃
よどや薬局 土佐高岡店	土佐市高岡町乙3407	〃	/	〃
マック中村 調剤薬局	四万十市具同5390番 地	〃	/	〃
マック野市 調剤薬局	香南市野市町西野 2645番1	〃	/	〃

**高知県告示第1048号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から名称の変更について届出があった。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

区分	医療機関 の名称	医療機関の所在地	指定 に係る自 立支援医 療の種 類	育成医療 又は 更生医 療に関 係があ る診療 科にお いて担 当する 医療の 種類	変更 年月 日
変更前	医療法人 島津会幡 多病院	四万十市右山天神 町10-12	更生 医療	/	令和 3年 10月 1日
変更後	医療法人 島津会幡 多クリニ ック				

**高知県告示第1049号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第64条の規定に基づき、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から指定の辞退について届出があった。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の 名称	医療機関の所在地	指定に 係る自 立支援 医療の 種類	育成医療 又は 更生医 療に関 係があ る診療 科にお いて担 当する 医療の 種類	指定 の辞 退年 月日
医療法人光 生会森木病 院	吾川郡いの町3764番 地	育成医 療及び 更生医 療	/	令和 3年 12月 31日

**高知県告示第1050号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の 名称	医療機関の所在地	指定に 係る自 立支援 医療の 種類	育成医療 又は 更生医 療に関 係があ る診療 科にお いて担 当する 医療の 種類	業務 の廃 止年 月日
みくも薬局	四万十市具同3223- 1	育成医 療及び 更生医 療	/	令和 3年 8月 19日

枝川薬局	吾川郡いの町枝川 1137-48	〃	/	令和 3年 9月 30日
西田順天堂 薬局東店	南国市大埴甲759- 3	〃	/	令和 3年 10月 1日

**高知県告示第1051号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対 象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
いの町	令和4年1 月26日	午前11時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 2時30分まで	いの町本川総合支 所
〃	令和4年1 月27日	午前11時から正午 まで	すば一く吾北
〃	〃	午後1時30分から 午後3時まで	吾北中央公民館
〃	令和4年1 月31日	午前10時から午前 11時30分まで	波川公民館
〃	〃	午後1時30分から 午後2時30分まで	いの町八田コミュ ニティセンター
〃	令和4年2 月2日	午前10時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 3時まで	すこやかセンター 伊野
〃	令和4年2	午前10時から午前	〃

	月3日	11時30分まで	
仁淀川町	令和4年2月7日	午前11時から正午まで	仁淀川町役場名野川出張所
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	仁淀川町池川総合支所下土居駐車場
〃	令和4年2月8日	午前11時から正午まで	仁淀多目的研修集会施設
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	仁淀川町役場
土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市の町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町	令和4年1月26日から同年3月24日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

(2) 検査対象区域

土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町

(3) 検査年月日

令和4年1月26日から同年3月24日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第1052号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第

112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

香南加入区

高知県告示第1053号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成29年12月高知県告示第793号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和3年12月15日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

香南加入区

高知県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路線名 安田東洋

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町小川字カチバ16番7地先から 安芸郡安田町小川字カチバ13番1地先まで	前	19.2 }	82
	後	14.9 }	82
		31.9	

高知県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路線名 畑山栃ノ木

3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市栃ノ木字ヤナノ本1019番3から 安芸市栃ノ木字ヤナノ本1023番10まで	34	令和3年12月17日
安芸市畑山字芝居乙1071番3から 安芸市畑山字芝居乙1071番2まで	141	令和3年12月17日

高知県告示第1056号

平成14年3月高知県告示第114号（港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、令和4年1月4日から施行する。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

表高知港の項を次のように改める。

高知港	高知市御畳瀬地先	みませ1号導流堤、みませ1号導流堤北東端からみませ2号導流堤南東端まで引いた線、みませ2号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1	船舶
	高知市仁井田舟倉地先	仁井田南埋立2号護岸西端から仁井田第3防波堤北西端まで引いた線、仁井田第3防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の2	
	高知市朝日ヶ丘地先	仁井田北埋立護岸南西端から仁井田南埋立1号護岸北西端まで引いた線、仁井田護岸西端から仁井田南埋立1号護岸北西端から東へ340メートルの同護岸端まで引いた線及	

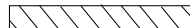
	び陸岸により囲まれた海面 別図1の3
高知市横浜地先	横浜第1防波堤、横浜第1防波堤南西端から横浜第2防波堤南東端まで引いた線、横浜第2防波堤、横浜第2防波堤北西端から横浜第3防波堤南西端まで引いた線、横浜第3防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の4
高知市藻州潟地先	もずかた第2防波堤、もずかた第2防波堤北東端からもずかた第4防波堤北西端まで引いた線、もずかた第4防波堤、もずかた1号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の5
高知市浦戸地先	浦戸胸壁、浦戸胸壁北東端から浦戸1号導流堤北東端まで引いた線、浦戸1号導流堤、浦戸1号導流堤北西端から浦戸2号導流堤北東端まで引いた線、浦戸2号導流堤、浦戸2号導流堤北西端から浦戸胸壁北西端からもずかた護岸沿いに北へ56メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の6
高知市種崎地先	種崎4号物揚場B、種崎4号物揚場B南東端から種崎2号物揚場B南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の7
高知市長浜	塩谷ポンプ場水門、長浜

宇江口	川左岸護岸、塩谷船だまり第1暫定係留施設C、長浜川左岸護岸、塩谷船だまり物揚場B及び長浜川左岸護岸により囲まれた海面 別図1の8
高知市種崎字今雑喉場地先	種崎船だまり1号防波堤北西端から種崎船だまり2号防波堤南西端まで引いた線、種崎船だまり2号防波堤、種崎船だまり物揚場A及び種崎船だまり1号防波堤により囲まれた海面 別図1の9
高知市タナスカ地先	弘化台小水門No.63から紅葉ノ辻護岸沿いに西へ68メートルの地点から東孕護岸南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の10
高知市九反田地先	堀川左岸護岸、大鋸屋橋下流端北詰めから堀川左岸護岸沿いに南東へ887メートルの地点から大鋸屋橋下流端南詰めから堀川右岸護岸沿いに南東へ915メートルの地点まで引いた線、堀川右岸護岸及び大鋸屋橋下流端により囲まれた海面 別図1の11
高知市潮江地先	棧橋六丁目護岸北西端から同護岸沿いに南東へ117メートルの地点から港町岸壁北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の12

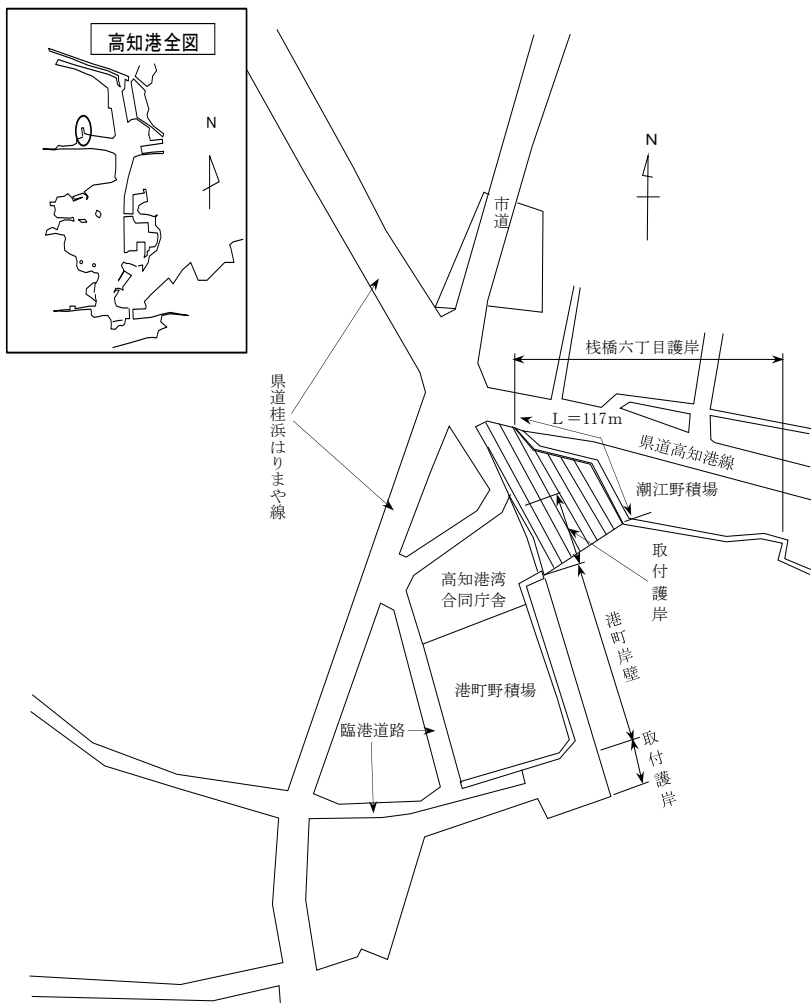
別図1の11の次に次の1図を加える。

別図1の12

高知港における放置等禁止区域



高知港 高知市潮江地区



公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、奈半利町本村部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)	理事	濱渦 武良 安芸郡奈半利町乙2658番地
(就任)	理事	西尾 則好 安芸郡奈半利町乙2648番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る入田地区（入田換地区）の換地処分を令和3年11月26日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和3年12月17日

高知県知事 濱田 省司

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,965人である。

令和3年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,368人である。

令和3年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,595人
室戸市・東洋町選挙区	4,472人
安芸市・芸西村選挙区	5,932人
南国市選挙区	13,126人
土佐市選挙区	7,562人
須崎市選挙区	5,939人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,561人
土佐清水市選挙区	3,837人
四万十市選挙区	9,456人
香南市選挙区	9,312人
香美市選挙区	7,414人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,034人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,213人
吾川郡選挙区	7,959人
中土佐町・梶原町・津野町・四万十町選挙区	9,247人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,611人
黒潮町選挙区	3,137人

監 査 公 表

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月17日

高知県監査委員  
3 高行管第252号  
令和3年11月12日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和3年9月10日付け3高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 第1 意見において措置を求められたもの
  - 1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

2 意見に対する措置状況

引き続き日頃の支出審査や会計検査等を通じて、会計事務の法的根拠等基本となる考え方を指導することや会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる課長補佐等に対する会計書類や契約書を確認する際のチェックポイントに重点を置いた研修、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、昨年度から運用を開始した内部統制制度への対応の充実を図るため、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

第2 指摘事項の該当機関

1 総務部デジタル政策課

(1) 指摘事項

令和2年7月に1日も出勤していない会計年度任用職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当に相当する額を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条の規定と同様の取扱いにしなければならないことに反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

会計年度任用職員（パートタイム）の通勤手当に相当する額については、総務事務センターに対し、毎月システムにより支給の可否を報告することとなっており、当該職員については、7月の勤務状況報告時点では出勤の可能性があったため支給停止は行わず、翌月の報告時に不支給とする手続きを行いました。

通常、過払となっている通勤手当に相当する額は、この手続きを行うことで、翌月支給される給与と相殺されることとなりますが、当該職員が引き続き休職となり、翌月の給与

の支給がなかったことから、システム上で自動的に相殺する処理を行うことができませんでした。

今回の事案については、通勤手当に相当する額の相殺処理ができていない事実を把握していなかったため、過払となったまま年度を終了したものです。

(3) 措置状況

当該通勤手当に相当する額については、すでに返還されています。

今後、同様のケースが生じた場合、総務事務センターに対し、システムの運用保守業者からエラー発生との連絡がされることとなっていますが、さらに、会計年度任用職員の給与等については、支給調書等の確認を徹底するとともに、特に今回のような変則的な事務処理があった場合には、総務事務センターと連絡をとりながら、適正な事務処理に努めます。

2 子ども・福祉政策部障害福祉課

(1) 指摘事項

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱に基づく申請受付及び支払事務に関する委託契約において、減額の変更契約を締結する際に支出負担行為決議書（変更）を作成していなかった。

これは、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書により決議することを定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

当該委託契約については、契約締結後、支払期日に関する契約変更を3回行った際に、金額の変更を伴わなかったことから回議書により決議をしていました。

このため、契約額を減額する4回目の変更契約においては、本来、支出負担行為決議書により決議する必要があったにもかかわらず、それまでの変更契約と同様に回議書により決議をしてしまったものです。

(3) 措置状況

誤った事務処理について課内全員で共有し、同様の誤った処理が発生しないよう周知を図りました。

また、今後、契約に係る事務手続きにおいては、会計管理課が発行している「契約事務のポイント」のチェックシートを添付し、担当者から決裁者まで全員が手続き等に誤りがないかを確認することにより、組織として再発防止に努めます。

3 商工労働部経営支援課

(1) 指摘事項

商店街等振興計画推進事業費補助金において、補助事業

者から経費配分の変更交付申請が提出され、補助金額が減額となるにもかかわらず、変更交付決定及び支出負担行為の減額を行っていなかった。

これは、商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に反するとともに、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書により決議することを定めた、高知県会計規則第43条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

補助事業者から提出された変更交付申請の内容が、補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超える経費配分額の変更であったが、補助金総額については20パーセントを超える減額ではなかったため、本来であれば支出負担行為を変更すべきところを誤認し、支出負担行為決議書を作成せず変更承認を行ったものです。

(3) 措置状況

管理職員から担当者まで補助金交付要綱、補助金事務に関する資料を再確認するとともに、補助事業者への聞き取りを頻繁に行うなど、事業の進捗状況をしっかり把握して早めの対応が取れるよう徹底することで、高知県補助金等交付規則はもとより高知県会計規則等関係法令に則った適正な事務処理に努めます。

4 観光振興部観光政策課

(1) 指摘事項

別途食糧費が支出されていたにもかかわらず、宿泊諸費の減額を行っていないため、旅費が過払となっていた。

夕食代に相当する経費が別途食糧費等で支出される場合は、総務部長通知(職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて)に基づき宿泊諸費を減じた旅費を支給しなければならないところ、減額を行っていなかった。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

本件は、食糧費の経費支出何に旅費の別途調整が必要な旨の記載はしていたものの、旅費システム上で旅行命令簿を作成する際に、その旨の入力ができておらず、事務処理時のチェック機能が十分機能していなかったことにより過払となっていたものです。

(3) 措置状況

事案判明後、過払となっていた旅費について再計算を行い、該当する職員から差額の返還を受けました。

今後は、経費支出何から支払までの一連の事務処理を総務担当者が確認できるよう、事業担当者は経費支出何の回議書を総務担当者にも回し、旅行命令簿を作成する際には総務担当者を閲覧者に入れるとともに、総務担当者は旅行命令の内容を確認した旨を経費支出何の回議書に追記することを徹底します。併せて、チーフ、管理職員のラインでも抜かりないかチェックを行い、再発防止に努めます。

5 農業振興部環境農業推進課

(1) 指摘事項

令和2年度高知県環境保全型農業直接支払交付金を過大に支出していた。

これは、補助事業者から実績報告書が提出された際、報告書に記載された金額に基づかず、過大に交付金の確定を行い支出していたものであり、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

当該交付金は、市町村から対象農家に支払う交付金であり、交付金の負担割合は国1/2・県1/4・市町村1/4となっています。

令和2年度事業終了後、4月上旬に市町村から県に提出された実績報告を検査していた際、交付決定金額と市町村が対象農家に支払った金額とが異なっていたため、市町村に確認したところ、過少に支出していたことが判明しました。

対象農家は計画どおりに取組を完了しており落ち度がないことを最重視し、また、当該市町村が差額分を対象農家に追加で支払うことを確認できたこと、国との協議により国が交付金を支払う判断をしたことから、県として交付決定通知どおりの額を支出することが適当であると判断し、支出しました。

しかし、交付金事業としては、事業年度内に農家に支払われた金額の範囲が対象とされているにもかかわらず、その範囲を超えて支出したものです。

(3) 措置状況

今回の指摘を受けて、国に状況を説明し、今後の対応について早急に協議を行います。

本年度事業については、3月の変更交付決定時に、交付金の検査に当たっては、2月に県に報告した実施状況報告書と事業者の取組面積、交付金の金額が一致していること

を一層の注意を払って確認するよう、市町村に文書で周知徹底し、再発防止を図ります。

6 林業振興・環境部木材産業振興課

(1) 指摘事項

土佐材パートナー企業登録証盾のうち2社分について、誤った記載内容で発注したことにより、正しい内容の盾を追加作成していた。

適正な事務処理を行っていれば不要であった支出が発生したものである。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

令和元年10月17日から令和2年5月21日までに登録した土佐材パートナー企業(8社)用の木製盾を一括して発注する際に、経費支出何に添付した盾の様式例の知事名が現知事名になっていました。

現知事の就任日の令和元年12月7日以前に登録した2社については、前知事名で作成すべきものであり、経費支出何に添付した一覧表には、事業者ごとの「協定年月日」を記載していましたが、決裁の過程で気付くことができなかったことによるものです。また、加工前の最終校正データの確認が担当任せになっていました。

(3) 措置状況

今回の指摘事項、事務処理の経緯及び再発防止策を記載した文書により、課内に注意喚起を行いました。

再発防止として、物品や印刷物(冊子、パンフレット等)製作に当たっては、当該製作物の根拠となる時期(登録日、発行日等)に応じた記載内容(知事名、日付等)となっているかを決裁及び校正の際に、複数名で確認し、併せて内部統制のリスク評価シートで管理することとしました。

3 高教政第626号  
令和3年10月28日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について(通知)

令和3年9月10日付け3高監報第7号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：小中学校課

(1) 指摘事項

30万円以上の物品購入に当たり、2人以上の者から見積書を徴する必要があるにもかかわらず、1者の見積書しか徴していなかった。

これは、随意契約によるうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定めた、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第32条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由  
関係法令や規則等について、担当の認識が十分でなかったことや、決裁過程でのチェックが不十分であったことによるものです。

(3) 措置状況  
所属職員に対して、30万円以上の物品を購入する場合は2人以上の者から見積書を徴さなければならないことを周知徹底しました。

また、見積書の徴取漏れなどを防ぐ手段として会計管理課が作成している「収入・支出事務のチェックシート」を活用し、総務担当者及び管理職員等が毎回起案内容をしっかり確認することにより、再発防止に努めてまいります。

機関名：高等学校振興課

(1) 指摘事項  
令和元年度高知県立学校昼食費補助金において、消費税仕入控除税額等の確定に係る報告を求めていなかったため、補助金の返還が行われていなかった。

高知県立学校昼食補助金交付要綱第10条第3項において、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに高知県教育長に報告すると定められているにもかかわらず、補助事業者から報告を受けていなかったことにより、本来、行うべき補助金の返還手続がされておらず、過払が生じているものである。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由  
当該補助金交付要綱に基づく事務手続きの認識不足により、消費税仕入控除額等報告書の提出を求めることを失念していたものです。

(3) 措置状況  
指摘を受けた後、すみやかに事業者に対して、当該補助金に係る消費税確定申告状況を確認するとともに、当該補助金

に係る消費税仕入控除額等報告書の提出を求めました。事業者からの報告書提出後、提出された報告書を精査し、補助金の返還手続きを進めています。

また、所属職員に対して今回の指摘内容の情報共有を図り、適切な事務処理の周知徹底を行うとともに、内部統制制度における注意する内容として位置づけ、再発防止に努めてまいります。

高公委発第52号  
令和3年10月14日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）  
令和3年9月10日付け3高監報第7号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況について、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙  
警察本部

1 指摘事項  
運転免許センターにおいて、令和2年12月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由  
月例報告登録時において、長期休暇取得者について係間での情報共有及び複数の職員によるチェック機能が働いていなかったことにより、不支給の登録ができていませんでした。

また、その後の書類の点検作業が行われていなかったため、過年度処理となったものです。

3 措置状況  
本事案については、本年6月、戻入処理を行っています。

今後、所属における係間での情報共有及び複数の職員によるチェックを徹底させるなど、適正な事務処理について指導し、同種事案の再発防止に努めます。

-----  
海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示  
-----

高知海区漁業調整委員会指示第94号

宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和3年11月29日に次のとおり指示した。

令和3年12月17日  
高知海区漁業調整委員会会長 前田 浩志

1 操業の承認  
3に定める操業区域（以下「操業区域」という。）において船舶を使用していさき釣りをしようとする者は、別に定める承認事務取扱要領に基づき、使用する船舶ごとに高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認対象者及び使用船舶  
1に定める操業の承認（以下「承認」という。）の対象となる者は漁業協同組合員とし、使用する船舶は総トン数5トン未満の漁船とする。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。

3 操業区域  
宿毛市沖の島、鶴来島、黒瀨、二並島、三ノ瀬島、室瀨、水島及び姫島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域とする。ただし、第三種共同漁業権共第3,131号から共第3,133号まで及び共第3,809号から共第3,814号までの漁場区域を除く。

4 漁業時期  
漁業時期は、1月1日から12月31日までとする。

5 条件  
いさき釣りの条件は、次のとおりとする。

(1) 操業区域においては、ロープ等により船舶を連結して操業してはならない。

(2) 漁獲物を他の船舶に転載してはならない。

(3) 承認を受けた者は、操業に際し、自ら承認証を携帯するとともに、別記第1号様式によるプレート<sup>(イ)</sup>を他から見やすい場所に表示しなければならない。

(4) 日没時1時間後から日の出時1時間前までの間は、操業及び操業区域における船舶の錨泊<sup>(ロ)</sup>をしてはならない。

6 遵守すべき事項  
尾叉長19センチメートル未満のいさきを釣ってはならない。

7 報告義務  
承認を受けた者は、漁獲成績を別記第2号様式により毎年9月30日までに委員会に報告しなければならない。この場合、県外に住所を有する者にあつては、その住所地を管轄する都道府県の海区漁業調整委員会を経由して報告するものとする。

8 承認の取消し  
委員会は、この指示に違反して操業したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

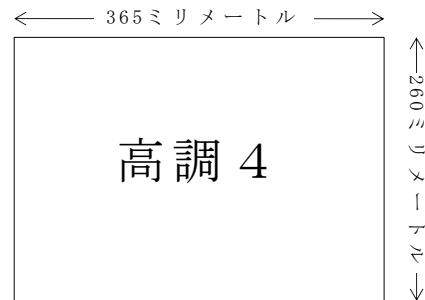
9 指示の有効期間



指示の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。

**別記  
第1号様式**

宿毛市沖の島周辺海域におけるいさき釣り承認船が表示するプレート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

第2号様式

年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住所  
氏名

年いさき漁獲成績報告書

承認番号	船名	総トン数
		トン

月	延べ操業日数	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	操業海域
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
合計				